

刑 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は 1 枚だけ配付します。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限りまゝ）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 80 分です。
- VII 問題は 1 ページにあります。

刑 法

甲は、飲食店 X で働く女友達との電話を巡って同店の店長 Y と口論となり、ののしられるなどして憤激し、同店に押しかけることを決意して、ためらっていた友人乙を強く説得して同行を求め、乙に指示して包丁を携帯させてタクシーに同乗して同店に向かった。甲は、タクシー内で Y に対する未必の殺意を生じ、乙に「やられたらナイフを使え」と指示するなどした上、同店付近に到着後、乙のみを同店出入り口付近に赴かせ、自分は少し離れた場所に待機していた。

乙の友人丙は、甲と乙の上記やりとりを近くで聞いていて、詳細を正確に理解した上、「甲の性格上、放っておくと乙だけが Y と喧嘩させられ、ひどい目に遭うことになるに違いない」と考え、別途、自分のバイクで同店に向かい、乙が同店出入り口付近に着いた時点で、現場に辛うじて到着した。

乙は、Y に対して自分から進んで暴行を加えるまでの意思もなく、Y とは面識がないからいきなり暴力を振るわれることもないだろうと考え、同店出入り口付近で甲の指示を待っていたところ、予想外にも偶然同店から出てきた Y に先の口論の相手方である甲と取り違えられ、いきなりえり首をつかまれて引きずり回され、殴り倒されるなどの怒りにまかせた激しい暴行を受け、殴り返すなどしたが、頼りにしていた甲の加勢もえられず、再び路上に殴り倒された。Y は倒れた乙の頭部を目がけて、路傍に転がっていたおよそ半分に割れたコンクリートブロックを投げつけたがはずれた。

Y が同ブロックを拾い上げてもう一度振りかぶった時点で、一部始終を少し離れた場所で見っていた丙が、乙に「やらないとやられる。やってしまえ！」と声を掛けた。丙は、乙が包丁を所持していることを認識しており、それを使えという趣旨であったと、後に供述した。乙は、これを甲の包丁を使えという旨の指示と理解し、自己の生命身体を防衛する意思で、Y を止めるためには包丁を使用して Y を殺害することになってもやむを得ないと決意し、包丁で Y の左胸部を一回突き刺し傷害を負わせたが、安物の包丁であったため刃が曲がり大胸筋と肋骨を一部損傷させるにとどまり、Y を殺害するには至らなかった。

甲、乙、丙の罪責を論じなさい。